

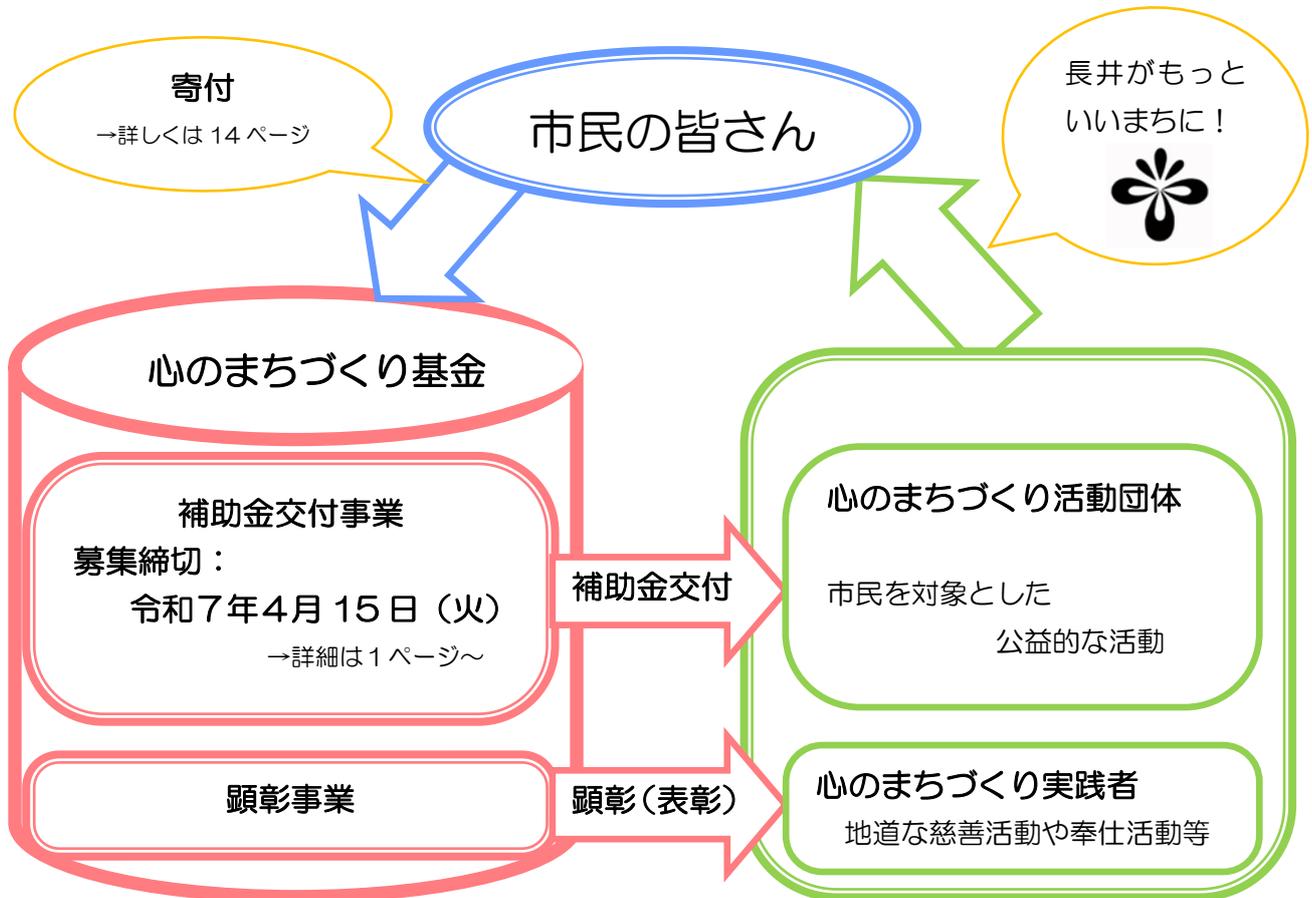
令和7年度 長井市心のまちづくり活動推進事業

募集要項

◎心のまちづくり基金とは

市民自治を礎とした個性豊かな、誇れるまちづくりを推進するため、昭和59年度に長井市制30周年を記念して設立された基金です。現在までに市民の皆さんからの善意の寄付は累計340件を超え、多数の個人・団体の活動に対して顕彰や補助金の交付が行われてきました。

今年度も、補助金交付事業と顕彰事業の二本柱で皆さんのまちづくり活動を応援します！



心のまちづくり活動推進補助金

「心のまちづくり活動」を行う団体に助成を行います。長井市補助金等交付規則及び長井市心のまちづくり活動推進補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 補助対象となる活動

対象となる活動は、主に市民を対象とした公益的な活動で、次のいずれかに該当する活動です。

- ① 地域の活性化を図るまちづくり活動
- ② 地域の安全・安心・福祉の向上を図る活動
- ③ 子どもの健全育成を図る活動
- ④ 生涯学習の推進を図る活動
- ⑤ 地域固有文化の育成を図る活動

【対象とならない活動】

- × 本市の他の補助金等の交付を受けている活動（国、県、民間の補助金等の交付を受けている活動については応募可とします。ただし併用できるかどうかは各団体の責任で確認してください。）
- × 特定の政治団体や宗教団体又は営利団体等の活動又は宣伝を目的とする活動
- × 現在実施している活動（ただし、すでに団体で実施している活動でも、より充実・発展させて実施する場合は除外します。）
- × 活動効果が一部の地区にとどまる親睦会等、他の地区に開かれていない活動

【助成回数に関して】

- ・ 過去に本補助金の交付を受けた活動については、活動内容に発展性が認められることを条件とします。

2. 補助対象となる団体

補助の対象となる団体は、次のすべてに該当する団体です。

- ① 長井市内に所在する営利を目的としない民間団体（グループ）、特定非営利活動法人、地域コミュニティ団体又は自主的に活動を行う児童、生徒、学生等のグループ
- ② 構成員数が5人以上で、代表者及び半数以上が市内にお住まいの方、通勤・通学する方で構成する団体
- ③ 規約又はこれに類するものがあり、責任者が明確で、計画的に活動を行っている団体
- ④ 宗教活動、政治活動や選挙活動を行っていない団体、公益を害する恐れのない団体

3. 補助対象となる経費の範囲

補助の対象経費は、補助対象となる活動に要する経費とします。ただし、以下のような本来団体に支払うべき経費については補助対象外とします。

- ×団体の構成員に対する人件費、謝礼
- ×活動目的に付随しない飲食代等
- ×団体の維持・運営に要する経常的な経費
- ×申請した活動以外の活動に要する経費

【補助対象となる経費の例】

項目	補助対象となる経費の例	補助対象とならない経費の例
謝礼	講演、勉強会などの外部講師への謝礼等	団体の構成員への謝礼、手当等
交通費	外部講師などに支払う交通費等	団体の構成員に対する交通費
使用料及び賃貸料金	事業実施のための会場使用料、機材、車両等の賃貸料	
印刷製本費	・チラシ、パンフレット、広報ポスター等の印刷費 ・会議資料・活動資料等の印刷費	定期刊行している団体の会報等の印刷製本費
通信運搬費	活動実施にあたり必要な切手、はがき、宅配便代等	電話代やインターネットの使用料金
食糧費	活動実施にあたり必要不可欠な食材費	団体の構成員に対する飲食代
消耗品費	活動実施にあたり必要不可欠な 資材、文房具、用紙代、材料代等	団体の運営に関する事務費などの経常的な経費
保険料	活動実施にあたり必要不可欠な保険料 ※参加者に対する保険料は参加費として徴収するなど参加者負担とすることが望ましい。	
委託料	専門的な知識、技術等を要する業務についての委託料	計画、実行など事業の全てを委託するもの
備品購入費	活動実施にあたり必要不可欠な備品代	団体の運営に関する備品代など、活動に直接係らないもの
工事請負費	活動実施にあたり直接必要な工事請負費	
原材料費	工事、加工用材料	
その他	上記項目に該当しない経費で、活動実施に必要不可欠と認められる経費	※上記項目には該当しない経費でも交付の対象としてふさわしくないと審査で判断されることがあります。

4. 補助金の額

補助金の額は、次のいずれか低い額とします。1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

- ① 補助対象経費の合計額から当該活動にかかる収入、自己資金及び他の補助金等その他の収入を差し引いた額
※ここでいう自己資金とは、活動実施にあたり団体から持ち出し可能なお金です。
- ② 50万円

※補助金額は、審査の結果、申請額から減額される場合がありますので、ご承知おきください。

5. 補助対象となる活動期間

補助金交付決定後から令和8年3月31日までに実施する活動です。

6. 補助金の申請

(1) 提出書類 次の書類をすべて提出してください。

- ① 長井市心のまちづくり活動推進補助金申請書（別記様式第1号）
- ② 活動計画書（別記様式第2号）
- ③ 活動収支予算書（別記様式第3号）
- ④ 団体の規約又は会則等
- ⑤ 団体の当該年度の事業計画書、収支予算書
- ⑥ 団体の構成員の名簿
- ⑦ （活動に工事を要する場合）設計書、仕様書、設計図面
※提出出来ない書類がある場合にはご相談ください。
- ⑧ （活動に工事を要する場合、備品を購入する場合）見積書等の金額の分かる書類

※提出書類の①②③は長井市のホームページからもダウンロードできます。

また、申請書記入の手引きについても市役所、市ホームページに用意しておりますので書類提出の際に参考にしてください。

(2) 受付期間 令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）

午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

(3) 提出先 申請書類を、地域づくり推進課（長井市役所2階）へ提出してください。

- ・郵送による提出も可能ですが、必ず受付期間内に届くように送付してください。
- ・申請内容について事前に問い合わせをさせていただく場合があります。

7. 審査方法

心のまちづくり審議会（以下、「審議会」という。）による審査を経て、市長が補助金交付の可否と補助金額を決定します。

審査は、申請書類と審議会での申請団体からの説明等をもとに行います。

申請団体は、この審議会に必ず出席し、活動計画等を説明（プレゼンテーション）してください。なお、説明会の詳細については申請団体に別途お知らせします。

【審査基準について】

審査は主に次の視点で総合的に行います。

- ① 自発性と熱意：自発的、主体的な活動であり、熱意が感じられるか。
- ② 必要性：地域資源が活かされているか。どんな課題の解決を目指すのか。
- ③ 公益性：どのような公共的な利益をもたらすのか。まちづくりにおける効果が高いか。
- ④ 実現可能性：企画内容が計画的か。実施体制が十分で、無理のない実施スケジュールか。予算は妥当か。
- ⑤ 企画の独自性：新たな視点・発想から提案されるものか。創意工夫が凝らされているか。
- ⑥ 補助効果：当該補助を行うことにより、団体の活動を発展させる大きな効果（持続的発展・定着）が期待できるか。
- ⑦ 活動実績：過去にこの補助金を受けたことがある場合は、前回の活動より発展した内容になっているか。継続した支援が必要か。

8. 選考の結果・補助金交付の決定

申請の結果は、すべての申請団体に通知します。

9. 活動実施にあたっての手続き等

（1）変更する場合

交付決定を受けた内容又は経費等を変更する場合は、事前に次の書類を提出してください。

- ① 長井市心のまちづくり活動推進補助金変更承認申請書（別記様式第5号）
- ② 変更の内容がわかる資料

※ 変更承認申請書に記載された内容を審査し、変更承認について決定します。変更承認決定通知を受けた後、変更する活動を実施してください。

(2) 完了したとき

活動完了後 30 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。提出された報告書をもとに、補助金額の確定をします。

- ① 補助活動実績報告書（別記様式第 7 号）
- ② 活動収支決算書（別記様式第 3 号）
- ③ 補助対象経費に係る領収書等の写し
- ④ 補助活動に関する写真、パンフレット等の資料

(3) 補助金の交付

(2) の額の確定をした後に、請求に基づいて補助金を交付します。活動完了前に補助金の概算払いを請求することができますが、確定金額が交付決定額を下回った場合には、その超過分を返納していただきます。

(4) 成果発表会

補助金の交付を受けた団体には活動の成果を発表し、広く活動を PR していただきます。発表会の日時等が決まりましたらご連絡しますので、発表用資料等の準備をお願いします。

(5) 関係書類の整理・保管

補助事業に関する収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書など）は整理し、補助金を交付した会計年度終了後 5 年間は保管してください。

10. 基金の広報について

「長井市心のまちづくり基金」を広く市民の皆さんに知って頂くため、活動が長井市心のまちづくり基金から助成を受けて実施している旨を下記の方法により明示してください。

(1) チラシ、ポスター、広報誌等への掲載

「長井市心のまちづくり基金より助成を受けて実施するものです。」等

(2) 購入備品、設備への表示

活動に必要な備品の購入、設備の整備等を行う場合は、事務局より「長井市心のまちづくり基金」と明記されたステッカー等をお渡しします。購入する備品、整備する設備等すべてに貼付してください。貼付の状況は実績報告時の写真で確認させていただきます。

11. 実施にあたっての注意事項

補助金を異なる目的に使用したり、交付決定の内容やこれに付された条件に違反した場合には、補助金の返還を求めることがありますので注意してください。

また、当補助金を使って購入した備品や整備した設備等は、断りなく譲渡、交換、貸し付け等をせず、各団体で適正に維持、管理してください。

12. スケジュール

時期	内容	詳しくは・・・
4/1～ 4/15	申請書提出	→要項6
5月中旬	審議会におけるプレゼンテーションと審査	→要項7
5月下旬	交付決定通知	→要項8
交付決定後 活動実施 ～ R8.3.31	活動に変更ある場合は変更申請提出 →承認 or 不承認決定通知	→要項9 (1)
活動完了後	実績報告書提出 → 額の確定 → 補助金の交付	→要項9 (2) →要項9 (3)
2月下旬 (予定)	成果発表会	→要項9 (4)

事務局（地域づくり推進課）では、募集要項の内容や申請書の書き方等について、ご質問やご相談に応じます。どうぞお気軽にお尋ねください。

長井市役所 地域づくり推進課

電話：82-8005（課直通）

午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

FAX：87-3368 E-mail：n-chiiki@city.nagai.yamagata.jp

昨年度の採択事業

「ふれあい食堂もぐもぐ」の会	<u>ふれあい食堂もぐもぐ</u> 地域の子育て世帯や一人暮らしの高齢者などを対象に、地元の食材を使用した食事の提供や参加者同士の交流を通じて、安心できる居場所作りを目指す。
平野地区環境推進ふるさと協議会	<u>みどりの少年団体験林活動プロジェクト</u> 地域の小学生を対象に「水と緑の感謝際」における植樹体験や講座等を開催し、子どもたちが豊かな自然に触れ合う機会の創出と、自然を守り、親しむ意識の醸成を図る。
西根地区文化振興会	<u>西根の文化財継承事業</u> 西根地区の文化財や史跡等をまとめた冊子を作成し、冊子を活用した出前講座やツアーを開催することで、地域文化の保存継承と育成を図るとともに、文化継承を通じた地域づくりを目指す。
長井市施行70周年記念事業推進協議会	<u>海外姉妹都市等青少年交流事業</u> 長井市制施行70周年を契機に学校訪問・記念給食等の国際交流事業を実施し、海外から来訪される多くのお客様と市民・青少年の交流を通して、国際感覚の養成や海外で活躍できる人材の育成につなげる。

長井市長 宛て

申請者 団体名

代表者名 _____

長井市心のまちづくり活動推進補助金交付申請書

長井市心のまちづくり活動を実施したいので、長井市心のまちづくり活動推進補助金交付要綱 第6条の規定により下記のとおり申請します。

1 補助金申請額 _____, 000 円 (千円未満は切り捨て)

2 活動の名称 _____

3 活動を行う団体の概要

団体の名称 設立年月日	フリガナ 団体名 設立年月日 年 月 日 (活動歴 年)
代表者名及び住所	フリガナ 代表者名
	団体の所在地 〒
申請に係る 事務担当者	フリガナ 氏名
	通知等送付先 〒
	電話番号 FAX Email
設立の趣旨 (団体設立の経緯や 目的)	
団体の活動内容 (実績)	
団体の構成員数	_____人 (うち、長井市内に在住、在勤、在学等の数 人)

活動計画書

(補助を受けようとする活動の内容)

団体名

1 活動の名称	
2 活動の分野 ・該当するものに○をつけてください。	(1) 地域の活性化を図る活動 (2) 地域の安全・安心・福祉の向上を図る活動 (3) 子どもの健全育成を図る活動 (4) 生涯学習を推進する活動 (5) 地域固有文化の育成を図る活動
3 活動の目的 【必要性】 【公益性】 【企画の独自性】 【補助効果】	① この活動を提案するのは、地域にどのような課題があると考えたからですか。 ② 活動することで何を目指しますか。
4 活動の概要 (課題の解決方法) 【自発性と熱意】 【必要性】 【公益性】 【企画の独自性】 【実現可能性】	① 課題解決のための具体的な活動内容(場所・回数・実施体制・参加者の範囲・人数等)をお書きください。活動の発展性や工夫・新しいアイデアなどもお書きください。

<p>4 活動の概要 (課題の解決方法)</p> <p>【自発性と熱意】 【必要性】 【公益性】 【企画の独自性】 【実現可能性】</p>	<p>② (過去に団体で同様の活動を行ったことがある場合のみご記入ください。) 今回申請する活動と過去の活動を比べて、より充実、発展させている点についてお書きください。</p>						
<p>5 スケジュール 【実現可能性】</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="529 779 772 824">時期 (日付)</th> <th data-bbox="772 779 1437 824">実施項目 (やること)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="529 824 772 1263"></td> <td data-bbox="772 824 1437 1263"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="529 1263 772 1308">完了 (予定)</td> <td data-bbox="772 1263 1437 1308">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	時期 (日付)	実施項目 (やること)			完了 (予定)	年 月 日
時期 (日付)	実施項目 (やること)						
完了 (予定)	年 月 日						
<p>6 期待される成果 【公益性】 【補助効果】</p> <p>活動終了後に提出する実績報告書の中でも検証していただきます。</p>	<p>この活動を実施することで、誰に、どのような成果(効果)が期待できるとお考えですか。また、アピールしたい点についてお書きください。</p>						

<p>7 翌年度以降の 活動の展開</p> <p>【自発性と熱意】</p> <p>【補助効果】</p>	<p>この活動は、今後どのように継続し、発展させる予定ですか。</p>
<p>8 その他</p>	<p>① これまで当補助金の交付を受けたことがありますか。 (該当するほうに○印) ある ・ ない</p> <p>あ 採択された年 平成 ・ 令和 年度</p> <p>る これまでの活動の成果とそれに対する自己評価をお書きください。</p> <p>場</p> <p>合</p> <p>② 審査の結果、補助金額が希望額から減額された場合、活動の実施をどのように考えますか。 (該当するほうにチェック)</p> <p><input type="checkbox"/> 減額された場合は、活動実施を見送る。</p> <p><input type="checkbox"/> 減額された場合でも、活動を実施する。 → (下限額) _____ , 0 0 0 円までの減額であれば実施可能</p> <p>③ (活動に備品等の購入が必要な場合のみご記入ください) 購入する予定の備品等の設置場所、保管場所はどこですか。また今後どのように活用する予定ですか。</p> <p>【購入するもの】</p> <p>【設置・保管場所】</p> <p>【活用方法】</p> <p>④ この活動について他の補助金へ申請する予定はありますか。 (該当するほうに○印) ある ・ ない</p> <p>あ その名称と申請額</p> <p>る</p> <p>場</p> <p>合 <u>※申請する予定の他の補助金が、当補助金と併用可能かどうか、必ず確認してください。</u></p>

活動収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

費目	予算額	決算額	比較増減	内訳
長井市心のまちづくり活動推進補助金	,000	,000	,000	※千円未満は切り捨て
自己資金				
活動に係る収入				
他に申請予定の補助金				(補助金の名称)
活動総収入合計				

2 支出の部

(単位：円)

費目	予算額	決算額	比較増減	内訳
活動総支出合計				

※こちらの様式は予算書と決算書を兼ねています。

申請の際には「費目」「予算額」「内訳」の欄のみを記入してください。

※工事を要する場合や備品を購入する場合は必ず見積書等を添付してください。

年 月 日

長井市長 宛て

申請者 住所

名称及び代表者氏名

年度長井市心のまちづくり活動推進補助金に係る活動実績報告書

年 月 日付け、指令長第 号に係る補助活動実績報告書を、長井市心のまちづくり活動推進補助金交付要綱第10条の規定により提出します。

記

- 1 活動の名称
- 2 活動の区分
- 3 活動の実績 別紙のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 活動収支決算書（別記様式第3号）
 - (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (3) 活動に関する写真、パンフレット等の資料

活動の実績

1 活動の目的	この活動を実施した目的についてお書きください。
2 実施内容	実際の活動内容（実際の活動スケジュール・場所・回数・実施体制・参加者の範囲・人数等）をお書きください。
3 活動の成果	この活動を実施したことで、誰に、どのような成果(効果)がもたらされたかお書きください。
4 今後の展望	今回実施した活動は、今後どのように継続し、発展させる予定ですか。
5 備考	

寄付から始めるまちづくり

「自分のまちのために何かしたいけれど、具体的に行動となるとなかなか…」とお考えの方、まずは“活動を応援する”ことから始めてみませんか。

皆さんからいただいた大切なご寄付は、長井がもっといいまちになるようにと活動している方々を支援するために、責任をもって活用させていただきます。

長井の誇れる「心のまちづくり基金」に、ぜひ温かいご寄付をお願いいたします！

寄付申出書は市地域づくり推進課にご用意しております。関心を持たれた方は、まずはお気軽にお問合せください。

お問い合わせ

長井市役所 地域づくり推進課

電話：82-8005（課直通）

午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

FAX：87-3368 E-mail：n-chiiki@city.nagai.yamagata.jp